

『逗子市国土強靱化地域計画』策定案市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集期間 令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）

2 提出された意見の概要

- (1) 意見の提出者数 1名
- (2) 意見の項目数 27件

3 意見の対応状況

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	1件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	8件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時期に参考とするもの	5件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりにしたもの	10件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件

4 担当課 防災安全課

5 別紙 『『逗子市国土強靱化地域計画』策定案に係る意見及び反映状況』

『逗子市国土強靱化地域計画』策定案に係る意見及び反映状況

記号	対応区分
○	意見を反映し、素案を修正するもの
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時期に参考とするもの
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりにしたもの
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

No	該当箇所	頂いたご意見（項番を除き、原文そのままを記載しています。）	反映区分	市の考え方
1	p. 102	<p>102 ページ 第6章 計画の推進と進捗管理</p> <p>図 13 本計画の見直しイメージで、</p> <p>(1) 「Do 計画的に実施」のチェックを行うべき責任部署とその具体的内容及び数値が不明確。</p> <p>本計画に基づく取り組みの実行・推進に関する関連部署の各項目を網羅した一覧表の作成と公表を義務付けてください。</p> <p>(2) 「Check 結果の評価」においてもどのような体制で「結果の評価」を行うか明記してください。</p> <p>(3) 「Action 全体の取り組みの見直し・改善」においてもそのような体制で公募した一般市民も含めた「結果の評価」を行うことを明記してください。</p> <p>更に「見直し・改善」での各項目に対する最終責任者を明記してください。</p>	■	<p>逗子市国土強靱化地域計画に記載される計画は、逗子市の強靱化の指針となる計画を策定するものです。</p> <p>数値目標を伴うような具体的な内容を記載した計画は、本計画とは別に一覧表を作成し、公表いたします。この一覧表は、逗子市国土強靱化地域計画の策定に伴い設定された目標値等もあれば、元々逗子市が策定した分野別計画の目標値等を記載したものとなります。それらの目標値等を設定した個別の計画の実施、結果の評価、見直し改善は、当該事業の担当所管が実施し、その結果を毎年公表いたします。</p>
2	p. 4	<p>4 ページ (2) 社会的条件 ①人口及び世帯数</p> <p>本「逗子市国土強靱化地域計画策定案」は5年間として、以降5年ごとの見直しとなっていることから、今後5年間についてのみ記載して下さい。</p>	▲	<p>「逗子市国土強靱化地域計画」は概ね5年間で見直しを予定していますが、この計画期間を以って推計人口を5年といった短い期間で切り取ることはかえって統計の趣旨を損ねることになるため、既存の記載といたします。</p>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
3	p. 13	13ページ 第3章基本目標と事前に備えるべき目標 「1 基本目標」と「2 事前に備えるべき目標」は、一つの表にまとめて下さい。4つの目標を左に、その各項目に対応した8つの事前に備えるべき目標に備えるべき目標を記載して対比させることで理解が深まります。	○	ご指摘のとおり、1つの表でまとめることで視覚的に理解が深まると考えます。既存の表に列を追加し、4つの目標を記載しました。
4	p. 14	14～15ページ 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定」表において、右欄の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の記載内容が具体的ではない。 例えば、「1 直接死を最大限防ぐ」の「1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生」と記載されていますが、どのような原因で「多数の死傷者」が発生するのか、例えば逃げ遅れた人が多数なのか、逃げようとした渋滞で逃げられなかったのかなど、本表の右側に新たな欄を設けて記載して下さい。	▲	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第14条にあるとおり、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」の記載は、国が定める「国土強靱化基本計画」、神奈川県が定める「神奈川県国土強靱化地域計画」との調和を図っております。 具体的ではないというご指摘に対しては、逗子市の実情に合わせて記載を変えているものの、可能な限り国・県の記載と同様としております。国や県の記載も対象を狭めるような具体的な記載を目的としないことから、逗子市においても具体的な記載はいたしません。
5	p. 16	16ページ 3 施策分野の設定 議会が含まれていない。議会を含む必要はないのか。	▲	国は、「行政機能」に「政府」を含めて考えておりますが、市において、政府に該当する組織はございません。 個別施策分野に議会を設定し、市の計画に議会が実施主体となるような記載は難しいと考えます。
6	p. 16	16ページ 4 施策の重点化 表の中に「避難行動要支援者」に関する項目がない。	□	避難行動要支援者については、p. 46 2-3 2 地域防災力の強化において、自主防災組織の強化が記載している項目となります。 避難行動要支援者に係る制度を推進するにあたって、自主防災組織や民生委員といった地域の方々実際に支援活動を行っていただいております。
7	p. 21	21ページ 1-1 (2/4) 5 避難路・避難場所の確保 「○ 無電柱化の推進」を掲げていますが、それよりも「狭い道路の拡張」を推進してください。「○ 無電柱化の推進」を掲げても絶対に達成できません。(池田通りの無電柱化は神奈川県が主体)	□	p. 26、27、78、79にて狭い道路の拡幅について記載しております。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
8	p. 23	23 ページ 1-1 (3/4) リスクへの対応方策 (1)「6 防災知識の普及啓発」で「○防災教育の充実」では、動画による防災教育を推進して下さい。	□	防災教育の充実において、特に逗子市として推進したい項目について記載しております。防災教育の一環において、ご指摘のような動画を始めたような教育ツールの活用も含まれております。
9	p. 23	23 ページ 1-1 (3/4) リスクへの対応方策 7 地域防災力の強化 (1)「○ 住民自治協議会の支援」に記載されている内容と表題の「地域防災力の強化」では、内容が合致しません。住民自治協議会に何を要求するのか、要求された住民自治協議会では何をしなければならないのかを明確にしてください。そうしないと「Check 結果の評価」がまったくできません。	■	地域防災力の強化の面で、市が住民自治協議会に期待している事項としては、地域の防災マップの作成や防災計画の策定、防災訓練の実施などがあります。 また、これらの事業に直接取り組まない場合でも、小学校区の中で、常日頃から顔の見える関係づくりが、自治会・町内会や自主防災組織の範囲を越えて構築されていることによって、地域の防災力の強化につながるものと考えております。
10	p. 24	24 ページ 8 学校の防災対策 表題通りなら児童、生徒の避難に関して記載すべきです。 児童・生徒の避難と学校建屋に関する記載とを分けて記載して下さい。	■	現在の表記で、避難と学校建屋両方について記載しております。表記の手法の問題であると存じますが、現時点で特段分けて記載する必要はないと考えます。今後、特に分けて記載が必要になった際に分けて記載することを検討します。
11	p. 24	24 ページ 1 交通インフラの確保 災害発生時の「(1) 避難時」と災害発生後の「(2) 救命活動、物資輸送」の2つに分けて記載するとともに、「(1) 避難時」に関してどのように安全確保に努めるのかを明記してください。	□	この項目においては、災害発生時に建築物等の倒壊によって緊急輸送道路が閉塞することがないように、p. 25 において耐震化の促進に関する項目を記載し、避難時及び救命活動、物資輸送両面における必要な交通インフラの確保を目指します。 また、p. 93 において、災害発生時に倒壊してしまった家屋等を除去するために必要な重機の確保に係る協力体制についても記載しています。
12	p. 25	12. 25 ページ 1-1 (4/4) 8 学校の防災対策 「学校防災マニュアル」を作成した後、生徒の保護者に説明し、配布してください。 (大川小学校の二の舞にならないように)	◆	ご意見として所管にお伝えいたします。
13	p. 27	27 ページ 1-2 (2/4) 3 避難路・避難場所の確保 ○ 狭あい道路の拡幅整備 狭あいな道路だけではなく、ブロック塀も含めた取り組みを検討してください。また、植木による避難路の妨害も合わせて検討してください。	□	p. 82, 83 において、ブロック塀に対する取り組みについて記載しております。全体の計画の中で、狭あい道路やブロック塀対策について取り組んでおります。植木による避難路の妨害については道路の一般的な管理の中で所有者に対して剪定するようにお願いする等日々取り組んでおります。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
14	p. 29	29 ページ 7 地域防災力の強化 ○ 住民自治協議会の支援 28 ページ「6 地域防災力の強化」では、「共助によって地域の防災力」が発揮されることになっていますが、29 ページ「7 地域防災力の強化」では、「地域コミュニティの醸成を図る」として目的が異なっています。	▲	市民が自ら課題を見つけ解決する地域コミュニティが醸成されていることにより、防災という課題に取り組むことができ、地域の防災力の強化につながるものと考えております。また、地域コミュニティでの関係づくりが常日頃からできていることにより、災害が起きたときにも、より適切な対応が可能になるものと考えています。
15	p. 32	32 ページ 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1 津波対策の推進 「津波災害警戒区域」の指定により、指定緊急避難場所の見直しによって、避難ルートの変更を余儀なくされた場合、津波到達時間までに避難が完了しない恐れがあります。 更に避難行動要支援者に対応した「個別支援プラン」も再作成しなければならないことも想定されます。「津波災害警戒区域」内の高齢者介護施設の避難行動も見直しが必要となることも想定されます。	◆	ご指摘のとおり、津波災害警戒区域に指定された際に、既存の津波避難ビルを指定緊急避難場所に指定できなくなる恐れがあります。 津波災害警戒区域指定の際は、関連する計画の見直しが必要となります。
16	p. 32	32 ページ 2 防災知識の普及啓発 表題と内容が一致しません。 どのような「防災知識」が必要なのか、それをどのような形で普及啓発に努めるのかを明記してください。 Youtube 上には、今も東日本大震災発生当時の動画が数多く掲載されています。	□	p. 32 に記載のあるとおり、津波避難に必要な防災知識です。p. 33 にあるとおりハザードマップの周知と訓練を通じて普及啓発を図ります。
17	p. 33	33 ページ 1-3 (1/2) 1 津波対策の推進 ○津波避難施設・避難路の整備 担当が「防災安全課」のみとなっていますが、狭あい道路はの担当は「都市整備課」なので、「都市整備課」も追加してください。	▲	p. 26, 27 にて狭あい道路は避難路の確保の中でリスクへの対応方策の一つとして記載していますが、狭あい道路拡幅整備事業とは建築基準法で定められた4m以上の道路幅員を確保するための事業であるため、津波避難路の整備としての趣旨とは異なります。 当該項目については避難路全体の整備計画となるため防災安全課を担当しております。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
18	p. 34	<p>1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</p> <p>5 地域防災力の強化</p> <p>記載されている内容と表題の「広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生」にどのように対応することで防止できるのかが不明確です。</p> <p>自主防災組織があれば、多数の死傷者の発生を防止できるのですか。</p>	■	<p>市が主催する津波避難訓練がありますが、それとは別に沿岸地域の自主防災組織が独自に津波避難訓練を実施しております。地域が地域の実情に応じて避難訓練を実施していることから、緻密で実践的な避難訓練を実施できている例もございます。</p> <p>自主防災組織等の地域組織が平時から活動いただくことで、死傷者の数を減らすことができると考えます。</p>
19	p. 35	<p>35 ページ 1－3 (2/2) 5 地域防災力の強化 ○ 住民自治協議会の支援</p> <p>自主防災組織を構築できなければ、住民自治協議会も設立できない。</p>	◆	<p>自主防災組織は住民自治協議会を構成する団体として、重要なものと考えていますが、仮に自主防災組織がない地域にあっても、その他の団体が住民自治協議会を設立することはできます。</p>
20	p. 47	<p>47 ページ 2－2 (1/1) 1 孤立地域対策の推進 ○ 孤立地域への輸送体制の整備</p> <p>「ヘリコプターの活用」において、受け入れ側の逗子市内のヘリポートを予め決定し、市民にも周知する必要があります。</p>	▲	<p>逗子市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧を、「逗子市地域防災計画資料編（令和2年度改訂）」p.152 ページに記載しており、地域防災計画は、市のHPにて公開しております。</p> <p>その他、選定基準等も公開しております。</p>
21	p. 49	<p>49 ページ 2－4 (1/1) 1 帰宅困難者対策</p> <p>「○ 一斉帰宅抑制の周知」は、「○ 駅周辺事業者等との連携強化」の内容と時系列にならない。すなわち、逗子駅に到着した乗客、逗子・葉山駅に到着した乗客を誰の責任で「一斉帰宅抑制」とし、そののち、誰が責任をもって「安全な場所へ誘導」し、誘導されて到着した安全な場所で誰が責任をもって水や食料の配布を行うのかわからない。</p> <p>(注) 数年前に開催された市長との話し合いの場で、逗子小学校区の自治会／町内会の代表から、東日本大震災時に、逗子駅＋逗子・葉山駅の一時帰宅困難者が逗子小学校に避難してきた。逗子小学校区の自治会／町内会の代表としては、町内からの避難者だけを対象としていた。それ以上の避難者が来られても対応できないので、市側で対応するよう席上で市長に要望していました。</p>	■	<p>現在、一斉帰宅抑制については、市から事業者等に協力を呼び掛けているものの、法的義務がない以上、事業者等は呼びかけに応じる義務はございません。その意味では、自己判断が優先されることとなり、判断をした方の責任となります。</p> <p>しかし、東日本大震災発生時に、市の避難所に帰宅困難者が多数集まり避難場所の確保に苦慮したことから、より一層、事業者等に一斉帰宅の抑制にご協力いただきたいと思います。</p> <p>逗子市は、市内に大型宿泊施設等が存在しないことから、実際に帰宅困難者が発生した際の避難先は、市の指定避難所や指定緊急避難場所を準用することとなります。その際の安全な場所の確保や、避難が長期化した際の水や食料の配布は市が実施いたします。</p>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
22	p. 62	<p>4-3 (2/2) 4 要配慮者への支援</p> <p>(1) 災害対応では、「要配慮者」の用語はありません。「避難行動要支援者」が正しい呼称です。</p> <p>「逗子市ホームページ」→「組織」→「防災安全課」→「逗子市避難行動要支援者避難支援制度」を参照して確認願います。</p> <p>(2) 「○ バリアフリーを考慮したまちづくりの推進」では、高齢者施設に対応した支援体制に関する記載がありません。「ミモザ逗子檜の木苑」が該当します。</p>	□	<p>(1) について</p> <p>災害対策基本法第8条第2項第15号の規定にて「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定めているため、表記上の問題はないと考えます。また、避難行動要支援者については、同法第49条の10の規定にて「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を「避難行動要支援者」と定めております。</p> <p>(2) について</p> <p>p. 50, 51, 54, 55 ページにおいて、高齢者施設に対応した支援体制について記載しておりますのでそちらをご参照ください。</p>
23	全体	<p>各自治会館の設備と運営に関して、何も記載がありません。</p> <p>避難場所として活用するならば、</p> <p>(1) スマートフォンの充電設備</p> <p>(2) 館内でスマートフォンが使えるよう無料WiFiの導入と設定方法の周知</p> <p>(3) Androidテレビの導入により、通常のテレビとして使用するとともに、スマートフォンで撮影した動画をAndroidテレビで映し出し、情報の共有を図ることも可能となる。</p>	▲	<p>避難所に指定されている各自治会館(地域活動センター)の指定管理者とは、その指定に当たり、災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結しています。この協定の中で、災害備蓄についても規定しており、施設ごとに必要な備蓄品や備品を整備することとしています。そのため、本計画では、施設ごとの個別具体的な整備計画については記載していません。</p>
24	p. 88	<p>88 ページ 目標8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</p> <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>1 災害廃棄物処理対策</p> <p>災害廃棄物の仮置場の確保→被災者による災害廃棄物の仮置場への運搬など時系列で基本計画を立案した後に、計画の見直しや追加・修正を行ってください。</p> <p>更に、運び込まれた災害廃棄物の処理で、別途民間に委託するために運び出す場合の運搬ルートを選定や運搬ルート周辺の住民への説明など検討課題を網羅してください。</p>	▲	<p>逗子市国土強靱化地域計画に記載される計画は、逗子市の強靱化の指針となる計画を策定するものであるため、個別計画の詳細までは記載するものではありません。</p> <p>別途策定しております逗子市災害廃棄物処理計画(令和3年3月)に、発災時の対応について記載しております。</p>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
25	p. 18	18 ページ 目標 1 直接死を最大限防ぐ。 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 3 土地利用の促進 「……計画的な土地利用……」ではなく、具体的に「市街地のポケットパーク、オープンスペースの整備」を掲げて下さい。	▲	逗子市国土強靱化地域計画に記載される計画は、逗子市の強靱化の指針となる計画を策定するものであるため、対象を限定する記載は行っておりません。個別の計画を策定する際に、対象を明確化させていただきます。
26	p. 73	73 ページ 5-4 (1/1) 1 交通インフラの確保 「ブルドーザ・クレーン車など重機の状況把握」として「ブルドーザ・クレーン車など重機の保管場所を概ね把握している。土木・建設業協会、企業などと協定を締結し、定期的に訓練を実施している。」を追加して下さい。	□	災害発生時に必要となる重機の確保については、p. 92, 93 にて記載しております。 また、p. 90, 91 にて関係機関との連携強化について記載しております。
27	p. 45	45 ページ 2-1 (1/1) 2 施設・備蓄品の整備 「救出工具等が十分に整備され、その場所や数が把握されている。」を追加して下さい。	▲	救出工具等については、市独自で保有をしていますが、十分な量を確保・保管することは難しいこともあり、大規模災害発生時は、p. 90, 91 に記載のとおり関係機関との連携を強化することで災害対応できるように努めてまいります。そのため、ご指摘のような文言を追加することは難しいです。